

薬価制度改革案に対する主な意見（中医協 薬価専門部会 平成 20 年 7 月 9 日、9 月 24 日）

		1号側（支払側）委員	2号側（診療側）委員	専門委員
総論		○後発品使用促進によって削減した医療費を財源とするのであれば、さらなる後発品の使用促進が必要。	○医療費全体が非常に厳しい状況の中、資金が潤沢で高い収益を得ている製薬企業を優遇する必要性は乏しい。	○革新的新薬の評価と後発品使用促進はセットで進めるべきとの結論を得ている。 ○市場競争の中で薬価との乖離率の大きいものは特例の対象から外れるため、すべての新薬が薬価維持の対象となるわけではない。
各論	後発品使用促進策について	○現在の施策のまま、後発品30%の目標達成は可能なのか。	○製薬業界全体として後発品使用促進に取り組むとともに、促進が進む仕組みを考えるべき。	○先発品企業としても後発品使用促進のために協力できることを考えていく。
	研究開発の促進について		○未承認薬・未承認適応への解消努力がきちんと行われるような薬価制度上の仕組みを考えるべき	○革新的新薬の開発促進の他、未承認薬・未承認適応の解消に向けた努力を業界として進める。
	流通改善について	○未妥結・仮納入や総価取引などの流通改善をまず行うべき。		○流通改善については、メーカーと卸双方が、改善に向けて大いに努力しているところ。
	国際競争力の強化について	○製薬企業が国際競争力を持つことは極めて重要。		○国内企業が衰退すれば、国民・患者の医療ニーズに応えることは困難になる。